

内成における琵琶法師の流派

「玄清法流」の存在について

小林 大輔

一、はじめに

本稿は、別府市内成にあった仏像二体と、それに付随する文書について記したものである。

文書で年代が確認できる最も古いものは江戸中期の宝永二年（一七〇五年）、最も新しいものは昭和三年（一九二八年）である。これらは盲僧・琵琶法師の流れをくむ天台宗の流派、玄清法流（げんせいほうりゆう）にまつわるものであった。

文書に表れた人物の在所として「豊後大分郡内成村鎰掛」の地名や、今の内成を含む「豊后国大分郡石城川村」の記載もあった。

仏像は不動明王像と三宝荒神像とみられ、こちらも玄清法流との関連がうかがわれるものであった。

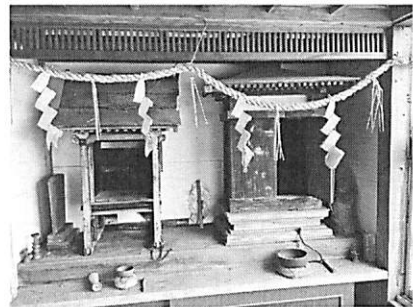
詳細は不明だが、これらの文物は江戸期から昭和初期にかけて（限定的に見れば江戸中期と明治後期〜昭和初期において）、玄清法流の一派が当地に存在していたことを示すものである。

文書の解読が中心であり調査は甚だ不十分であるが、差し当たって本会誌に投稿して記録にとどめるとともに、至らぬ点は読者諸賢のご教示を賜ればと願う次第である。

二、経緯

まず、本稿に至るいきさつに触れておきたい。

仏像と文書は、別府市内成鎰掛（かがけ）の平野皓一氏が所有するものである。鎰掛の所有地（登記上の名義については後述）に小屋があり、その中に不動明王像をまつる厨子と、三宝荒神像をまつるお社が並んで据えられていた（写真①）。仏像を移した後に撮影。文書を収めた箱もあった。



①厨子(右)とお社

小屋は平野氏の実家のそばに建っており、現地に神社はない。子どもの頃（昭和三十年ごろ）には既に仏像があり、お参りに来た人には祖母が甘茶を入れて接待していたとのことである。昭和五十年前後に一度建て直したが、老朽化したため現在は仏像と文書を別府市駅前町の事務所に移している。

令和四年一月、平野氏と親交のある別府市在住の生嶋光生氏がこの仏像に関心を寄せ、大分合同新聞社別府総局に連絡。筆者（同社記者）が生嶋氏と共に平野氏の事務所に向い、ひとまずどのようなものを調べてみることにした。

その結果、仏像の由来は不明であるが、文書の内容などからみて琵琶法師の流派に関連するものようであり、また最も古い文書は約三百年前のものである、と平野氏に伝えた。

本稿は平野氏の依頼により記すものである。

文物の理解や天台宗・玄清法流に関しては、天台宗寺院である宝満寺（別府市田の口町）の住職、近藤弘訓様に大変多くのご教示を頂いた。あらためて感謝の意を表したい。

文書中の旧字体は新字体に改めて表記した。解釈や文言などに誤りがあれば、全て筆者の責任である。

三、玄清法流について

文物の説明に入る前に、玄清法流について概略を記しておく。

天台宗の公式ホームページでは、玄清法流は「天台宗の四つの伝承法流の一つ」であり、「琵琶を奏でながらお経を唱え、三宝大荒神や諸仏を祈ります」と紹介している。

地神（土地の神）と関係が深く、琵琶法師は地域を回って地鎮祭やかまどのお祓いをするのが勤めのようなのである。

開祖は玄清法印（「法印」は僧位）。天平神護二年（七六六年）、筑前国の太宰府辺りで生まれたとされる。失明して盲僧となり、比叡山に上り最澄に出会う。御堂の建立を阻む大蛇（毒蛇）を退治するため、琵琶を弾きながら経を唱えて地神供養をしたという。

同流派が存在する地域は主に九州北部である。本寺は福岡市の成就院。別府市石垣西の護生院も同流派に属している。

四、文書と仏像

（一）「一家祈祷之大事」（写真②）

今回確認した文物をこれから紹介していく。

「一家祈祷之大事」と題するこの文書の冒頭部は、玄清法流とその開祖・玄清に関する記事である。書き出しは以下の通りである。

それ盲僧の一流、四季の土用に
当たって地心経を誦し、仏神を
祭る。……

次いで、事の起りとして、天台宗の開祖である伝教大師・最澄と玄清が比叡山で出会い、毒蛇を払わんとする経緯を記している。巻物であるが、文章の途中で本紙が尽きて途切れている。軸はない。

書かれた年代は不明である。次に紹介する「宝永二年」の巻物と紙質や紙の幅、筆跡が似通っているため、あるいはもともと一つながりのものだったかもしれない。ただ、文字の大きさが違っているので、同一人物が書いた別の文書である可能性もある。

（二）宝永二年の文書（写真③）

巻物で、前の部分が失われており文章が途中から始まっている。先に挙げ



②「一家祈祷之大事」



③宝永二年の文書

た「一家祈祷之大事」と比べると文字が小さく、丁寧さも少し劣る印象がある。こちらには軸が付いている。

音楽理論を記しており、音律（調）と五行（木火土金水、方角、季節）、五臓、諸仏、悲喜などを関連付けている。例示のため以下に一文を抜き出す。

およそ双調（主音がG \parallel 「ソ」に相当）は木の声、方は東、
 仏は薬師、草木の出生する所、おのずから喜びを催す。……

注目すべきは、末尾の記載である。

宝永二季八月中旬

豊後大分郡内成村鑑掛持主 林鏡

「持主」の意がはっきりしないが、内成の鑑掛にいた林鏡という人物により、宝永二年（一七〇五年）に書かれたことが分かる。

(三)「仏説大乘地神經」(写真④⑤)

土地の神をまつる琵琶法師の経典「地神經」である。経文の中では「地心経」とも表記されており、一般にど



④「仏説大乘地神經」(部分)

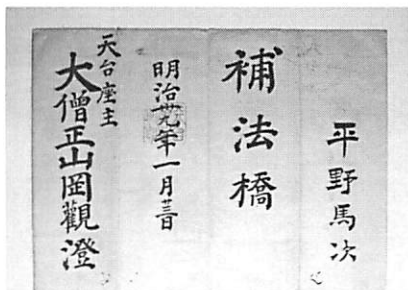
ちらの表記もあるようである。

内容は省略する。年月の記載はない。

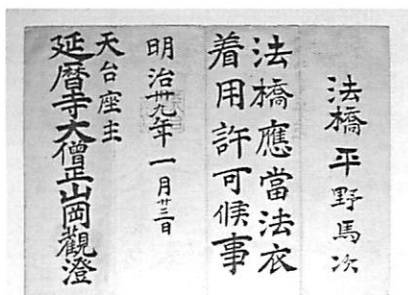
なお、裏表紙に当たっている裏紙に、庚申祭にまつわる「猿田彦大明神」「庚申」「幸神」「青面金剛塔」の文字が書かれているのが透けて見える(⑤)。

(四)平野馬次に関する文書(写真⑥⑦⑧)

明治から大正にかけて、平野馬次という僧に出された書状である。明治三十九年（一九〇六年）、法橋（ほつきょう）という僧位に補任され(⑥)、同時に法橋の法衣着用を許可された(⑦)。発出者は天台座主の大僧正・山岡観澄。琵琶法師は「法橋」「法眼」「法印」の僧位を与えられたようである。



⑥平野馬次、補法橋



⑦平野馬次、着用許可



⑤「仏説大乘地神經」裏表紙の裏紙

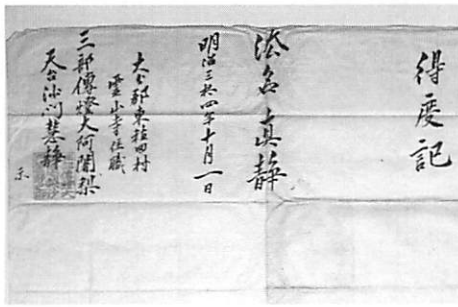
大正九年（一九二〇年）、「大分県例年會」の議員に選ばれた（⑧）。詳細は不明だが、流派もしくは宗派の組織の役職であろう。「第六部」は教区を指すとみられ、どの地域を範囲とするかは未詳。

（五）平野真静に関する文書（写真⑨⑩⑪⑫⑬⑭）

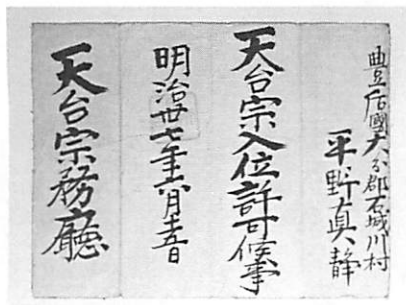
⑩⑪⑫⑬⑭

平野真静は平野馬次から十六年遅れで法橋になつてゐる。馬次の子、もしくは養子かもしれないが関係を示す資料はない。また、二人が盲目か否かも定かでない。

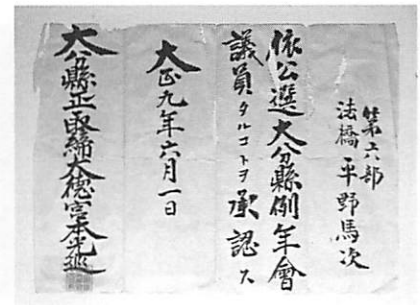
真静は法名である。明治三十四年（一九〇一年）、靈山寺（現・大分市）住職の天台沙門・慧静から与えられた（⑨）。「真」は本名



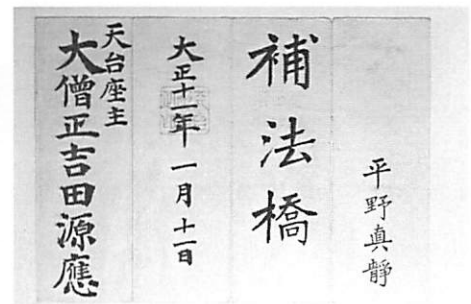
⑨平野真静、得度記



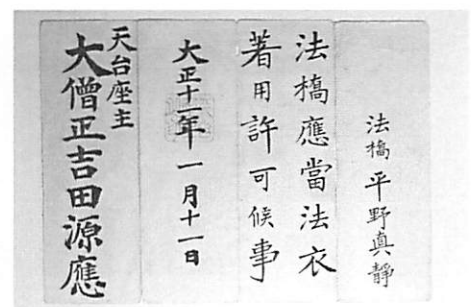
⑩平野真静、入位許可



⑧平野馬次、例年會議員



⑪平野真静、補法橋



⑫平野真静、着用許可

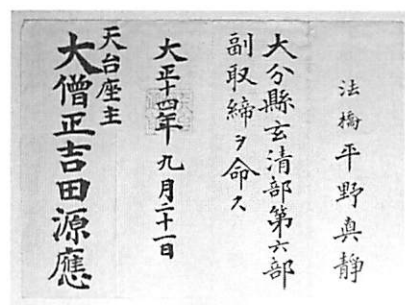
から、「静」は慧静から一字ずつ取つたものであろう。読みは「しんじょう」であろうか。

明治三十七年（一九〇四年）、「天台宗入位許可」を受けた（⑩）。天台宗務庁から僧として認められたようである。在所は「豊后国大分郡石城川村」（現在の内成、田代、来鉢、七蔵司、高崎あたり）である。

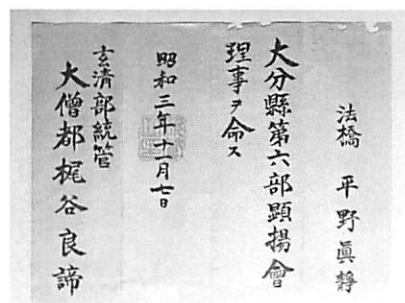
大正十一年（一九二二年）には馬次と同様、法橋に補任されて法衣着用を許可された（⑪、⑫）。

大正十四年（一九二五年）に「大分県玄清部第六部」の副取締、昭和三年（一九二八年）には「大分県第六部頭揚會」の理事に就いた（⑬、⑭）。いずれも流派の役職であろう。

なお、平野皓一氏が家系をさかのぼって戸籍を調べたものの、この二人に該当する人物は見つけられなかったとのことである。ただし、前掲の小屋があった土地の登記は「平野真静」名義のまま



⑬平野真静、副取締



⑭平野真静、顯揚會理事

あつた。

平野氏の家は臨濟宗の龍祥寺（由布市挾間町挾間）の檀家であり、玄清法流との関わりはよく分からない。「平野」が名字の家は近辺に多い。

(六) 不動明王像、三宝荒神像 (写真⑮)

二体とも木像である。

不動明王は天台宗・真言宗の密教や修験道などで篤く信仰される仏である。像は本体の高さ約二十九センチ、台座と火炎光背（迦楼羅炎）を含めると約六十一センチ。右手の剣、左手の縄は失われ、今は新し



⑮不動明王像(右)、三宝荒神像

い物を付けている。

三宝荒神は先に紹介した天台宗のホームページに「三宝大荒神や諸仏を祈ります」と記されている通り、玄清法流と関係の深い仏であり、かまどの神でもある。像は本体の高さ約二十九センチ。台座を含めると約四十センチ。

赤や緑などの彩色を施していたようである。金色も一部に残っている。

銘文は見当たらず、由来は不明。

お供えされていた賽銭に、「寛永通宝」が四枚交じっていた。江戸期からまつられていた可能性を示すものであろう。他に大正十一年の十銭硬貨が一枚。多くは昭和〜平成の硬貨で、外国の硬貨もあつた。

二体は同様に制作された物のようであり、本体の大きさもほぼ同じだが、台座は不動明王像の方が高く立派である。もともと二体のセットだったのか、他にも像があつたのか。あくまで推測だが、不動明王像を中央に三宝荒神像ともう一つの仏像を三体並べてまつるものだった可能性もある。

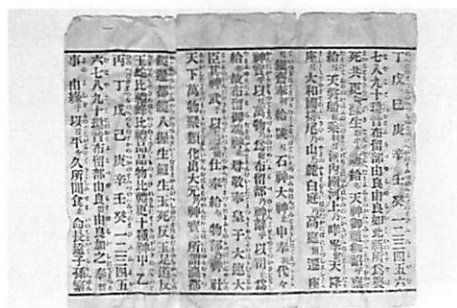
どこから買い入れた物かもしれないが、いずれにしる推測の域を出ない。

(七) その他の文物 (写真⑯⑰⑱)

主な文物は以上の通りだが、その他のものも簡単に挙げておきたい。



⑩「大金剛、破軍、武曲」



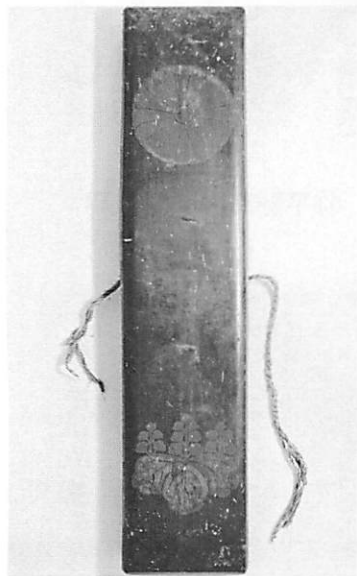
⑪「十種大祓」

「大金剛、破軍、武曲」の絵(⑩)。密教の星祭り(星供養)と関係するものようである。「破軍」「武曲」は北斗七星の星の呼び名である。

「十種大祓(とくさのおおはらい)」の印刷物の一部(⑪)。十種大祓は神道の祝詞である。玄清法流の神仏習合的な性格をうかがわせる。

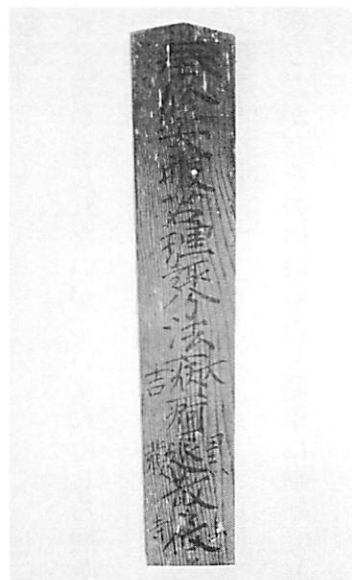
菊紋、桐紋入りの箱(⑫)。これまで紹介した文書を収めていた箱である。菊紋は天台宗系で用いられる。桐紋は由来不明。外箱の長さ約五十一センチ。

木札「奉修大般若理趣分法病痾退



⑫菊紋、桐紋入りの箱

散之伎 大黒山吉蔵寺(⑬)。病の治癒を祈祷した際の木札。吉蔵寺は愛媛県八幡浜市にある曹洞宗の寺院である。四国と何らかの交流があったか。長さ約四十六センチ。



⑬木札

五、結び

今回確認した文物から、内成に存在した玄清法流についてその一端をうかがい知ることができた。ただし、内成およびその周辺の寺院や宗派との関係、具体的な活動の在り方などを調べるには至っていない。本稿が郷土史の理解にいささかでも寄与できるものがあるか甚だ自信はないが、何らかの参考になれば望外の喜びである。

※追記

原稿の作成が一通り終わった後、別府史談会編の『別府史談』第十四号(平成十二年発行)に、「地神盲僧琵琶 成就院玄清法流について」と題する記事が掲載されていることを知った。

著者の佐藤正映氏は、本稿でも触れた玄清法流の寺院・護生院(別府市石垣西)の十六代目の当主とのことで、琵琶法

師の歴史や勤めについて詳述されている。

その中で護生院に関する一文に「身内が内成、北鉄輪、内竈門、野田、南鉄輪村に法脈を広げ……」とあり、時代の明示はないものの玄清法流を内成や鉄輪などに広めたことを記している。護生院の開山は江戸前期の寛永年間のころのようである。

この記事に従えば、本稿で取り上げた内成の玄清法流は、元をたどればこの護生院から伝わってきたものであろうか。

※本稿は平野皓一氏の依頼により小林大輔氏が執筆し、投稿されたものである。